藤沢市手数料条例の一部改正について

藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2017年(平成29年)2月16日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

## 藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例(平成12年藤沢市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第4の3の表を次のように改める。

項	手数料を徴収する事務		単位	金額
	法1基建計申審請第項る申合 5のく物のに(併4規合を除 3規低新認対当せ条定審行く。 条定炭築定す該て第に査う)	(1) ら計登ネ性等的で制造のでは、1) ら計登れて、1) ら計登ればに審いいのでである。 おりのでである はいり	1件	(1) のののののでは、 (1) ののののののののでは、 (1) のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

総戸数の区分に応じそれぞれ切か らめまでに定める額 (ア) 1戸 4,900円 (1)2戸から5戸まで 9,600 (ウ) 6 戸から10戸まで 1 6,0 0 0 円 (エ) 11戸から25戸まで 27,000円 (オ) 26戸から50戸まで 4 5,0 0 0 円 (カ) 51戸から100戸まで 8 1,0 0 0 円 101戸から200戸まで 1 3 0,0 0 0 円 201戸から300戸まで 1 6 0,0 0 0 円 301戸以上 1 7 0.0 0 0 田 共用部分 次の切から切までに 掲げる建築物の当該部分の床面積 の合計に応じそれぞれ切から幼ま でに定める額 (ア) 300平方メートル以下 9,600円 (イ) 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 2 7,0 0 0 円 (ウ) 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下 8 1,0 0 0 円 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 1 3 0,0 0 0 円 10,000平方メートルを超 え25,000平方メートル以下 160,000円 25,000平方メートルを超 えるとき 200,000円 非住宅部分 次の切から切まで に掲げる建築物の当該部分の床面 積の合計に応じそれぞれ切からめ までに定める額 (ア) 300平方メートル以下 9,600円 (イ) 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 27,000円 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下 8 1,0 0 0 円 (エ) 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 1 3 0,0 0 0 円 10,000平方メートルを超 え 2 5,0 0 0 平方メートル以下 160,000円 25,000平方メートルを超 えるとき 200,000円

	ı	
^	1件	(1) 一戸建て住宅については,
合		34,000円 (2) 共同住宅等の住宅部分について
		は,次のアからケまでに掲げる申請 戸数の区分に応じそれぞれアからケ
		までに定める額
		ア 1戸 34,000円 イ 2 戸 か ら 5 戸 ま で
		6 9,0 0 0 円
		ウ 6 戸 か ら 1 0 戸 ま で   97,000円
		エ 11戸から25戸まで 140,000円
		オ 26戸から50戸まで
		200,000円 カ 51戸から100戸まで
		280,000円
		キ 101戸から200戸まで 380,000円
		ク 201戸から300戸まで 500,000円
		ケ 301戸以上 590,000円
		(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを
		合算した額 ア 共同住宅等の住宅部分 次の(グ)
		からのまでに掲げる共同住宅等の
		総戸数の区分に応じそれぞれ切か ら份までに定める額
		⑦ 1戸 34,000円
		(イ) 2 戸から5戸まで 69,000円
		(ウ) 6 戸から10戸まで 97,000円
		(エ) 11戸から25戸まで
		140,000円 (オ) 26戸から50戸まで
		200,000円 幼 51戸から100戸まで
		280,000円
		<ul><li>(キ) 101戸から200戸まで 380,000円</li></ul>
		(ク) 201戸から300戸まで
		500,000円 份 301戸以上 590,000
		円   イ 共用部分 次の切から幼までに
		掲げる建築物の当該部分の床面積
		の合計に応じそれぞれ(ア)から(めま) でに定める額
		グ) 300平方メートル以下 110,000円
		(イ) 300平方メートルを超え
		2,000平方メートル以下 180,000円
		(ウ) 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下
		280,000円
		(エ) 5,000平方メートルを超え

				10,000円 360,000円 360,000円 360,000円 360,000円 360,000円 300平方メートル 430,000円 300平方メートル 25,000平方メートル 20のの 300平方メートル 240,000円 300平方メートル 240,000円 300平方メートル 2,000平方メートル 380,000円 (ウ) 2,000平方メートル 380,000円 (ウ) 5,000平方メートル 550,000円 (エ) 550,000円 (エ) 5,000平方メートル 670,000円 (オ) 25,000円 (オ) 25,000円 (オ) 25,000円 (オ) 25,000円 (オ) 25,000円 (オ) 25,000円 (オ) 25,000円 (オ) 25,000円 (オ) 25,000円
2	法1基建計申審請第項る申合 3 規低新認対当せ条定審行る 条定炭築定す該て第に査う) 無に	(1) 自動物の (1) 自動物の (1) 自動の (1)	1戸	次に掲げる額のうち,当該申請に係るものを合算した額(1)1の項(1)の規定により算出した額(2)申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額
		(2) (1)以外の場 合	1戸	次に掲げる額のうち,当該申請に係るものを合算した額 (1) 1の項(2)の規定により算出した額 (2) 申請に係る建築物について別表第 4の1の表1の項の規定の例により 算出した額
3	法1基建計認対(併2準5の適出第項づ築画定す当せ項用4規合を5のく物のの 該てにす条定審行5規低新変申 申同おる第に査う条定炭築更請審請条い法2よの場第に素等のに査に第で第項る申合	(1) ら計つ築一定るを場前め変登ネ性等的て工費関係ける話に建ギ判よ査る	1件	(1) 一戸建て住宅については, 2,450円 (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分については, 等の住宅部分については, らケまでに掲げる変更申請戸を 分に応じそれぞれアから方までに額 ア 1戸 2,450円 イ 2 戸から 5 戸 ままる 4,800円 ウ 6 戸から 1 0 戸までで も8,000円 エ 1 1 戸から 2 5 戸ま オ 2 6 戸から 5 0 戸まで

を除く。)	22,500円
で「好く。」	
	4 0,5 0 0 円
	キ 101戸から200戸まで
	65,000円
	80,000円
	ケ 301戸以上 85,000円
	(3) 一の建築物については、次に掲げ
	更しない部分に係るものを含む。)
	を合算した額
	ア 既に計画の認定を受けた共同住  マ 宅等の住宅部分 次の切から切ま
	でに掲げる共同住宅等の総戸数の
	区分に応じそれぞれ切から切まで
	に定める額       に定める額
	(イ) 2 戸から5 戸まで
	4,800円
	(ウ) 6 戸から10戸まで   8,000円
	知 11戸から25戸まで
	13,500円   (対) 26戸から50戸まで
	(カ) 51戸から100戸まで
	4 0,5 0 0円 (特) 1 0 1 戸から 2 0 0 戸まで
	65,000円
	(ク) 201戸から300戸まで
	8 0,0 0 0 円 分 3 0 1 戸以上 8 5,0 0 0 円
	イの既に計画の認定を受けた共用部
	分 次の切から幼までに掲げる建    築物の当該部分の床面積の合計に
	「
	る額
	(ア) 300平方メートル以下 4,800円
	(イ) 300平方メートルを超え
	2,000平方メートル以下
	13,500円 (ウ) 2,000平方メートルを超え
	5,000平方メートル以下
	4 0,5 0 0円 (エ) 5,0 0 0 平方メートルを超え
	10,000平ガス トルを超え 10,000平ガス トル以下
	6 5,0 0 0円
	8 0,0 0 0 円
	部分 次の切から切までに掲げる
	建築物の当該部分の床面積の合計    に応じそれぞれ切から幼までに定
·	·

		(ア) 300平方メートル以下 4,800円 (イ) 300平方メートルを超下 2,000平方メートルルを超下 2,000平方メートルルを超下 2,000平方メートルルを超下 40,500平方メートルルを以下 5,000平方メートトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトト
(2) (1)以外の場合	1件	(1) このでは、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で

34,500円 (ウ) 6 戸から10 戸まで 4 8,5 0 0 円 (エ) 11戸から25戸まで 70,000円 (オ) 26戸から50戸まで 100,000円 め) 51戸から100戸まで 1 4 0,0 0 0 円 101戸から200戸まで 190,000円 (ク) 201戸から300戸まで 250,000円 301戸以上 2 9 5,0 0 0 既に計画の認定を受けた共用部 次の切から切までに掲げる建 築物の当該部分の床面積の合計に 応じそれぞれ切から切までに定め る額 300平方メートル以下 5 5,0 0 0 円 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 90,000円 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下 1 4 0,0 0 0 円 5,000平方メートルを超え (工) 10,000平方メートル以下 180,000円 10,000平方メートルを超 え25,000平方メートル以下 2 1 5,0 0 0 円 2 5,0 0 0 平方メートルを超 えるとき 2 5 0,0 0 0 円 既に計画の認定を受けた非住宅 部分 次の切から切までに掲げる 建築物の当該部分の床面積の合計 に応じそれぞれ切から幼までに定 める額 (ア) 300平方メートル以下 1 2 0,0 0 0 円 (イ) 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 190,000円 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下 275,000円 (エ) 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 3 3 5,0 0 0 円 10,000平方メートルを超 え25,000平方メートル以下 3 9 5,0 0 0 円 25,000平方メートルを超 えるとき 4 5 0,0 0 0 円 新たに追加する共同住宅等の住 宅部分, 共用部分又は非住宅部分 1の項(2)の(3)の規定により算出

				した額(この場合において,「総 戸数」とあるのは「追加する戸 数」,「床面積」とあるのは「追 加する床面積」とそれぞれ読み替 えるものとする。)
4	法1基建計認対(併2準55のく物ののる該でにす条5のく物ののる該でにす条条定炭築更請審請条い法2第に素等のに査に第で第項	(1) 自請じのて工費開係技受合 (2) (1)以外の場	1戸	次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額(1)3の項(1)の規定により算出した額(2)申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額
	3 年来 現場 現場 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般	(2) (1)以外の場 合	1 /~	(1) 3の項(2)の規定により算出した額 (1) 3の項(2)の規定により算出した額 (2) 申請に係る建築物について別表第 4の1の表1の項の規定の例により 算出した額
5	法律施行規則 交通省令第86 2の規定に基づ	この促進に関する (平成24年国土 号)第46条の らく軽微な変更に との証明書の交	1件	400円

## 備考

- この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」とは、 物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第 15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の 品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機
- 関をいう。 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住 宅以外の住宅をいう。
- この表において「住宅部分」とは、人の居住の用に供する建築物の部分を
- この表において「申請戸数」とは、法第53条第1項の規定による低炭素 建築物新築等計画の認定の申請に係る建築物が共同住宅等である場合におい て、当該共同住宅等の住戸のうち同時に当該申請を行う住戸の合計数をい う。
- この表において「共用部分」とは、共同住宅の住宅部分以外の部分をい 5
- う。 この表において「非住宅部分」とは、人の居住の用に供する部分及び共用
- この表において「変更申請戸数」とは、法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る建築物が共同住宅等である 場合において、当該共同住宅等の住戸のうち同時に当該申請を行う住戸の合 計数をいう。

別表第4の5の表を次のように改める。

		1	
1	法第12条第1項又は法第13 条第2項に規定する建築物エネ	1件	(1) 用途が工場等である建築物については、次に掲げる額
	ルギー消費性能適合性判定		ア 建築物エネルギー消費性能基準 等を定める省令(平成28年経済
			産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」とい
			う。)第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては,次の⑦から
			めたものにういては、 対までに掲げる当該判定に係る床 面積の合計に応じ、それぞれのか
			ら 3 0 0 平方メートル未満
			23,000円 (イ) 300平方メートル以上
			2,000平方メートル未満 43,000円
			<ul><li>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満</li></ul>
			100,000円 円 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満
			1 5 0,0 0 0 平 1 5 0,0 0 0 円 (オ) 1 0,0 0 0 平方メートル以上
			25,000平方メートル未満 190,00円
			(カ) 25,000平方メートル以上 230,000円
			イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求
			めたものについては,次の⑦から 効までに掲げる当該判定に係る床 面積の合計に応じ,それぞれ⑦か
			ら 3 0 0 平方メートル未満
			19,000円 (イ) 300平方メートル以上
			2,000平方メートル未満 38,000円
			<ul><li>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満</li></ul>
			95,000円 円 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満
			140,000円 (オ 10,000円)
			25,000平方メートル未満 180,00円
			<ul><li>(カ) 25,000平方メートル以上</li><li>220,000円</li></ul>
			(2) 用途が工場等以外である建築物に ついては, 次に掲げる額 ア よ会第18第1号イの担
			ア 省令第1条第1項第1号イの規 定によりエネルギー消費性能を求 めたものについては,次の⑦から
			対までに掲げる当該判定に係る床 面積の合計に応じ、それぞれのか
			らめまでに定める額

			(ア) 3000円 230,000円 70,000円 70,000円 70,000円 70,000円 70,000円 70,000円 70,000円 70,000円 70,000円 70,000円 70,000円 70,0000円 70,000
2	法第12条第2項又は法第13 条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 に係る建築物エネルギー消費性 能適合性判定	1件	(1) 用途が (1) 第1

			(2) つア   (3) の (4) の (5) の (1) の (1) を
4.0	法第29条第1 条第1項の規定を 項の規定を 可 動力 を 発力 を を 対力 を を を を を を を を を を を を を を を を	1件	(1) 一戸建て住宅については, 4,700円 (2) 一の建築物については,次に掲げる額のうち,当該申請に係るものを 合算した額 ア 住宅部分 次の切から口までに 掲げる建築物の当該部分の床面積 の合計に応じ,それぞれ切から口

定の申請 又は法第 3 6 条第 1項の規 定による 建築物工 ネルギー 消費性能 基準に適 合してい る旨の認 定の申請 に対する 審査 (当 該申請に 併せて法 第30条 第2項の 規定によ る適合審 査の申出 を行う場 合 を 除 <。 )

て第規にアず判価合ル基建一機査! で第規にアず判価合ル基建一機査! で第4を表すである。

- ウ 法第30条第 1項の規定によ る建築物エネル ギー消費性能向 上計画の認定
- エ 都市の低炭素 化の保算54定第54定第1項炭素 第1項炭素 場所 表 物新築等計 認定
- オ 住宅の品質確 保の保護等3条 では2第1項に方 でする評価方法 基準に基づく 価

までに定める額

- ⑦ 300平方メートル未満 9,400円
- (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 20,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満45,000円
- (対 5,000平方メートル以上 81,000円
- イ 非住宅部分 次の切から幼まで に掲げる建築物の当該部分の床面 積の合計に応じ、それぞれ切から 幼までに定める額
  - ⑦ 300平方メートル未満 9,400円
  - (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 27,000円
  - (ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 80,000円
  - (円) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 130,000円
  - (オ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 160,000円
  - (幼) 25,000平方メートル以上 200,000円

(2) (1)以外の場合

- 1件 (1) 一戸建て住宅であって,省令第1条第1項第2号イ(1)及び口(1)若しくは同号イ(2)及び口(1)又は第10条第2号イ及び口の規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては,次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額
  - ア 200平方メートル未満 34,000円
  - イ 2000平方メートル以上 38,000円
  - (2) 一戸建て住宅であって,省令第1 条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定 によりエネルギー消費性能を求めた

ものについては,次のア又はイに掲 げる床面積の区分に応じそれぞれ当 該ア又はイに定める額 200平方メートル未満 17,000円 200平方メートル以上 19,000円 一の建築物については, 次に掲げ る額のうち, 当該申請に係るものを 合算した額 省令第1条第1項第2号イ(1)及 びロ(1)若しくは同号イ(2)及びロ(1) 若しくは同項第3号ロ又は第10 条第2号イ及びロの規定により住 宅部分のエネルギー消費性能を求 めたものについては、次の切から 口までに掲げる床面積の区分に応 それぞれ切から出までに定め る額 ⑦ 300平方メートル未満 6 9,0 0 0 円 (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 1 2 0,0 0 0 円 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 200,000円 (年) 5,000平方メートル以上 280,000円 省令第1条第1項第2号イ(2)及 びロ(2)又は同項第3号イの規定に より住宅部分のエネルギー消費性 能を求めたものについては,次の 切から出までに掲げる床面積の区 分に応じ,それぞれ切から臼まで に定める額 の 300平方メートル未満 3 3,0 0 0 円 (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 5 7,0 0 0 円 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 100,000円 5,000平方メートル以上 160,000円 省令第1条第1項第1号イ又は 第10条第1号イ(1)及び口(1)若し くは同条第3号ロの規定により非 住宅部分のエネルギー消費性能を 求めたものについては、次の分か ら切までに掲げる床面積の区分に 応じ, それぞれ切から切までに定 める額 ⑦ 300平方メートル未満 2 3 0,0 0 0 円 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 3 7 0,0 0 0 円 2,000平方メートル以上

				5,0000円 方30,0000円 方30,0000円 方30,0000円 方30,0000円 方30,0000円 方メートルートルートルートルートルートルートルートルートルートルートルートルートルー
4	法条のよ物ギ性計定又31定建ネ消基合る定に審該併第第第規るエー能画のは6項に築ル費準し旨の対査申せ321定建ネ消向の申法条のよ物ギ性にての申す(請て09項に築ル費上認請第第規るエー能適い認請る当に法条	請建消に物性よい3定あかれ定をアースを変換して第規にアず判価合ル基建一機査第の一画築費にて第規にアず判価合ル基建一機査第め「画築費にて第規にアず判価合ル基建一機査第め「画築費にて第規にアず判価合ル基建一機査第の「画築費にて第規にアず判価合ル基建一機査第	1件	(1) 一戸 (1) では、 (1) では、 (1) では、 (1) では、 (1) では、 (2) では、 (2) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (5) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (7) では、 (8) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (8) では、 (9) で

第規る査を合る。	までは、 大学では、 、		積の合計に応じ、それぞれのから (効までに定める額 (ブ) 300平方メートル未満 9,400円 (イ) 300平方メートル 2,000平方メートル 27,000円 (ヴ) 2,000平方メートル 5,000平方メートル 80,000円 (円) 5,000平方メートル 130,000円 (ガ) 10,000平方メートル 25,000平方メートル 160,000円 (ガ) 25,000平方メートル以上 200,000円 ウ 第1号イに掲げる額
	(2) (1)以外の場合	1件	(1) 条は、

る額のうち,当該申請に係るものを 合算した額 省令第1条第1項第2号イ(1)及 びロ(1)若しくはイ(2)及びロ(1)若し くは同項第3号ロ又は第10条第 2号イ及びロの規定により住宅部 分のエネルギー消費性能を求めた ものについては、次の切から出ま でに掲げる床面積の区分に応じ, それぞれ切から臼までに定める額 ⑦ 300平方メートル未満 6 9,0 0 0 円 (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 120,000円 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 200,000円 5,000平方メートル以上 (II)280,000円 省令第1条第1項第2号イ(2)及 びロ(2)又は同項第3号イの規定に より住宅部分のエネルギー消費性 能を求めたものについては,次の 切から知までに掲げる床面積の区 分に応じ、それぞれ切から田まで に定める額 ⑦ 300平方メートル未満 3 3,0 0 0 円 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 57,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 100,000円 5,000平方メートル以上 160,000円 省令第1条第1項第1号イ又は 第10条第1号イ(1)及び口(1)若し くは同条第3号ロの規定により非 住宅部分のエネルギー消費性能を 求めたものについては、次の切か らめまでに掲げる床面積の区分に 応じ、それぞれ切から切までに定 める額 ⑦ 300平方メートル未満 2 3 0,0 0 0 円 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 370,000円 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 5 3 0,0 0 0 円 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 6 5 0,0 0 0 円 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 770.000円 (力) 25,000平方メートル以上

				870,000円 36令第1条第1号7(2)及に 第10条第1号7(2)及に 第10条第3号7(2)及に 第10条第3号7(2)及に 第10条第3号7(2)及に を第3号7(2)の 第10条第3号7(2)の 第10条第3号7(2)の 第10条第3号7(2)。 第10条第3号7(2)。 第10条第3号7(2)。 第10条第3号7(2)。 第10条第3号7(2)。 第10条第3号7(2)。 第10条第1号7(2)。 第10条第1号7(2)。 第10条第1号7(2)。 第1
5	法条のよ物ギ性計更の対(請て2いす32定適の行を第第規るエー能画の申す当に同項てる0項に合申う除31定建ネ消向の認請る該併条に準法条のよ審出場く1項に築ル費上変定に審申せ第お用第第規る査を合)	<ul><li>(1) じ更等費にて</li><li>申請該いネ判審場</li><li>らの録ー関受</li><li>らの發建消等け</li></ul>	1件	(1) 2,350 (中) (2) (2) (2) (2) (2) (350 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (350 (2) (2) (2) (350 (2) (2) (2) (2) (350 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)

		65,000円 幼 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 80,000円 幼 25,000平方メートル以上 100,000円
(2) (1)以外の場合	1件	(1) 一戸建て住宅であって,省令第 10条第2号イ及びの規定にある 日本の規定をするでの規定を 日本のでは、 一次のででででする。 日本のでは、 一次のでででででする。 日本のででででする。 日本のででででする。 日本ののでででする。 日本のののでででする。 日本のののでででする。 日本のののでは、 日本のののでででする。 日本のののでは、 日本のののでででする。 日本のののでは、 日本のののでででする。 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでででする。 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本のでは 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので
		規定により住宅部分のエネルギー 消費性能を求めたものに掲げる床 は,次ののから口までに掲げる床 面積の区分に応じ,それぞれの ら口までに定める額 の300平方メートル未満 34,500円 の9平方メートル未 60,000円 ウ2,000平方メートル 5,000平方メートル 100,000円
		田 5,000平方メートル以上 140,000円 イ 省令第10条第1号イ(1)及び口 (1)又は同条第3号ロの規定により 非住宅部分のエネルギー消費性的 を求めたものについては,次の区からのまでに掲げる床面積の区で いたででででででででででででででででででででででででででででででででででで
		2,000平方メートル未満 185,000円 (ウ 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 265,000円 (円 5,000平方メートル 10,000平方メートルよ満 325,000円 (カ 10,000平方メートル以上 25,000平方メートルよ満 385,000円 (カ 25,000平方メートル以上 435,000円 ウ 省令第10条第1号イ(2)及びロ

				(2)又は同条第3号イの規定により 非住宅部分のエネルギーは、次の区が を求めたものに掲げる床面での のでででででででででででででででででででででででででででででででででで
6	法条のよ物ギ性計更の対査申せ第お用第第規る査を合る第第規るエー能画の申す(請て2いす32定適の行じ、31定建ネ消向の認請る当に同項てる0項に合申うとり、1項に築ル費上変定に審該併条に準法条のよ審出場限	じめ当該計画の変 更について登録建	1件	(1) が表には、

			65,000円 (オ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 80,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 100,000円 ウ 第1号イに掲げる額
(2)	(1)以外の場合	1件	第りに当 の定 にも びルつげれ 未 ル未 以 及に費次のまでを指する人間 でび能げをにぞ メメ ちっのにも でのにもち類面(が 未 以 ての にも びルつげれ 未 ル未 ル未 以 及に費次のまでを指する人間 でび能が合えて アート にの はに 号のかにれ アート ト イ規一は面らの はに 子のいり でのまででででででででででででででででででででででででででででででででででで
			<ul> <li>(ア) 300平方メートル未満 115,000円</li> <li>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 185,000円</li> <li>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 265,000円</li> <li>(エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 325,000円</li> </ul>

			(オ) 10,000 で
7	建築物のエネルギー消費性能の ニストン・ ニストン・ に関する法律を のよりで のよりで のままして になる になる になる になる になる になる になる になる	1件	(1)

8 規則第29条の規定に基づく軽 微な変更に該当していることの 証明書の交付 1件 400円				7 0,000円 1 0,000円 1 0,000円 1 0,000円 1 0,000円 ア方,0000円 ア方メートル トルル未 以 築 イ能ののの平 アカメート る 1費次明応るトルトルトルトルトル は 号性の書じ額ル未 ル未 以 口能のののに床がられて当合で方メートートトトル が 号性の書でありのに床がのののでは、第1年で当合で方メートートトルルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトル
l l	8	微な変更に該当していることの	1件	400円

## 備考

- この表において「工場等」とは、省令第10条第1号に規定する工場等を
- 1 この表において「工物等」とは、省市第10米第1万に焼足する工物等をいう。 2 この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」とは、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 をいう。 3 この表において「住宅部分」とは、法第11条第1項に規定する住宅部分
- をいう。
- 4 この表において「非住宅部分」とは、法第11条第1項に規定する非住宅 部分をいう。

別表第8中9の項を10の項とし、6の項から8の項までを1項ずつ繰り下げ、 5の項の次に次のように加える。

6	住居表示台帳の写しの交付	1件	400円
---	--------------	----	------

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、大規模な非住宅建築物のエネルギー消費性能に関する規制が行われることに伴い、同法による建築物エネルギー消費性能確保計画の判定及び同計画の変更の判定に係る手数料等を新設し、及び規定の整備を行うとともに、住居表示台帳の写しの交付に係る手数料を新設する必要による。